

○ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例

平成19年12月25日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、土採取事業について、市、土採取事業を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土採取 土砂等を採取することをいう。
- (2) 土採取事業 土採取及び土採取後に土地の復元又は土地の整備をする事業をいう。
- (3) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいう。
- (4) 土地の復元 土採取後の土地を土砂等による埋立て又は盛土により復元することをいう。
- (5) 土地の整備 土採取後の土地において、土砂等の崩落若しくは流出の防止又は土地の緑化等の措置を講ずることをいう。
- (6) 土採取場 土採取事業を行う土地の区域をいう。
- (7) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、土採取事業を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

- (1) 当該土採取場の面積が500平方メートル以上のもの又は当該土採取場における土採取の量が500立方メートル以上のもの
- (2) 当該土採取場に隣接する土地（以下この号において「隣接地」という。）において当該土採取事業を行う日前1年以内に土採取事業が行われ、又は現に行われている場合において、当該土採取事業を行う者と当該隣接地において土採取事業を行い、若しくは行っている者が同一であるとき、又は当該土採取場の土地の所有者と当該隣接地の所有者が同一であるときで、当該土採取場の面積と当該隣接地における土採取場の面積とを合算した面積が500平方メートル以上となるもの又は当該土採取場における土採取の量と当該隣接地における土採取の量とを合算した量が500立方メートル以上となるもの

2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する土採取事業

を行う場合及び土採取事業のうち土地の復元に係る部分が茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を必要とするものである場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）において当該土地の復元を行うときについては適用しない。

（1） 国，地方公共団体その他規則で定める者が行う土採取事業

（2） 他の法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定による許可等の処分その他の行為に係る土採取事業であって，規則で定めるもの

（3） 前2号に掲げるもののほか，規則で定める土採取事業

（市の責務）

第4条 市は，市の区域内における土採取事業の状況を把握し，土採取事業が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるものとする。

（土採取事業を行う者の責務）

第5条 土採取事業を行う者は，土採取事業を行うに当たっては，当該土採取場の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに，当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

（土地の所有者等の責務）

第6条 土地の所有者等は，その所有し，又は使用する権原を有する土地を土採取事業を行う者に使用させる場合にあつては，当該土採取事業を行う者により適正な土採取事業が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（事前協議）

第6条の2 次条第1項又は第11条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は，規則で定めるところにより，あらかじめ，土採取事業の計画について市長と協議し，その指導を受けるものとする。

（土採取事業の許可）

第7条 土採取事業を行おうとする者は，市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は，規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名

（2） 土採取事業の目的

（3） 土採取場の位置

（4） 土採取場の面積及び土採取の量

（5） 土採取事業を行う期間

（6） 土採取事業の施工に関する計画

(7) 土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、土採取場の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(申請の制限)

第8条 前条第1項の許可を受けようとする者は、第19条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第9条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次に掲げる要件の全てを満たしているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 当該土採取事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

イ 当該土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(2) 土採取事業を行うことについて、当該土採取事業を行おうとする土地の所有者等の同意を得ていること。

2 第7条第1項の許可の申請が、他の法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものにあつては、土採取事業の施工に関する計画のうち土地の復元又は土地の整備に係る部分について前項第1号アの規定は適用しない。

(許可の条件)

第10条 市長は、第7条第1項の許可に、当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第11条 第7条第1項の許可を受けた者(第12条の2第2項を除き、以下「許可を受けた者」という。)は、第7条第2項第2号又は第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前3条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があつたとき又は第7条

第 2 項第 1 号若しくは第 8 号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可申請手数料)

第 12 条 第 7 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による許可の申請をしようとする者は、別表に掲げる手数料を申請時に納付しなければならない。

(土地の所有者等への通知)

第 12 条の 2 許可を受けた者は、当該許可を受けた後、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第 7 条第 2 項各号に掲げる事項

(2) 第 10 条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

2 第 11 条第 1 項の規定による変更の許可を受けた者は、当該変更の許可を受けた後、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

(1) 第 7 条第 2 項各号に掲げる事項(当該変更に係る事項に限る。)

(2) 第 11 条第 2 項において準用する第 10 条の規定により条件を付されたときにあつては、当該条件

3 許可を受けた者は、第 11 条第 3 項又は次条第 1 項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。

4 許可を受けた者は、第 14 条第 1 項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、土採取場内の土地の所有者等に対し、同項各号に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

第 14 条第 3 項中「性質」を「水素イオン濃度指数その他の性質」に改める。

第 21 条第 4 号を次のように改める。

(4) 第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 2 項、第 16 条から第 18 条まで又は前条の規定に違反したとき。

(着手の届出等)

第 13 条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る土採取事業に着手したとき。

(2) 当該許可に係る土地の復元又は土地の整備に着手したとき。

(3) 当該許可に係る土採取事業を完了したとき。

(4) 当該許可に係る土採取事業を廃止し、又は休止したとき。

(5) 休止した当該許可に係る土採取事業を再開したとき。

2 市長は、前項の規定による届出(同項第 3 号又は第 4 号に係るものに限る。)があ

ったときは、遅滞なく、当該届出に係る土採取事業が当該土採取事業に係る第7条第2項の申請書に記載した土採取事業の施工に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）及び土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

（土地の復元の承認願）

第14条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の復元に着手する日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した承認願書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 土地の復元に用いる土砂等を発生させる者
- （2） 土地の復元に用いる土砂等の発生の場所
- （3） 土地の復元に用いる土砂等の数量

2 前項の承認願書には、土地の復元に用いる土砂等の搬入経路を示した図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、土地の復元に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。第22条第2項第2号において同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合しない場合は、第1項の承認をしてはならない。

（許可に基づく地位の承継）

第15条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土採取事業を行う権原を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土採取事業を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土採取事業を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（施工管理者の設置等）

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取事業を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(標識の掲示)

第17条 許可を受けた者は、当該許可に係る土採取場内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載)

第18条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土採取の量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。

(土壌の定期調査報告)

第18条の2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の復元に着手した日から当該土地の復元が完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の復元を完了し、又は廃止した場合にあっては、当該期間の初日から当該土地の復元を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る土採取場内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を実施し、その結果を、当該調査を実施した日から1月以内に市長に報告しなければならない。

(土壌の調査命令等)

第19条 市長は、許可を受けた者が当該許可に係る土地の復元を行う場合にあっては、当該許可を受けた者に対し、必要に応じ、期限を定め、当該土地の復元に係る土採取場内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行うことを命ずることができる。

2 許可を受けた者は、前項の規定による調査の命令を受けたときは、規則で定めるところにより当該調査を実施し、その結果を、当該調査を実施した日から1月以内に市長に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第20条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第18条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る土採取場内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土採取事業に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第

1 項の許可を取り消し，又は期間を定めて当該許可に係る土採取事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第 11 条第 1 項の規定に違反して土採取事業を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第 7 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (3) 第 10 条（第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。次条第 2 項において同じ。）の規定により第 7 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可に付した条件（次条第 2 項の規定による変更があった場合にあっては，その変更後のもの。同項において同じ。）に違反したとき。
- (4) 第 14 条第 1 項の規定による承認を受けなかったとき。
- (5) 第 18 条の 2 の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第 19 条第 1 項の規定による命令に違反したとき。
- (7) この項又は次条第 2 項の規定による命令に違反したとき。

2 市長は，許可を受けた者が，正当な理由がないのに，第 7 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 年以内に当該許可に係る土採取事業に着手しないとき，又は引き続き 1 年以上当該許可に係る土採取事業を休止したときは，当該許可を取り消すことができる。

（措置命令等）

第 22 条 市長は，第 7 条第 1 項の規定に違反して土採取事業を行った者に対し，当該土採取事業の中止を命じ，又は期限を定めて土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，許可を受けた者に対し，第 10 条の規定により第 7 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可に付した条件を変更し，又は期間を定めて当該許可に係る土採取事業の停止を命じ，若しくは期限を定めて土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土採取事業が当該許可に係る第 7 条第 2 項の申請書に記載した土採取事業の施工に関する計画又は土採取場の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 土地の復元に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が第 14 条第 3 項の基準に適合していないと認めるとき。
- (3) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

（土地の適正な管理）

第 22 条の 2 土採取事業を行う者は，土壌の汚染又は土砂等の崩落，飛散若しくは流出による災害が発生し，又はこれらのおそれがあることを知ったときは，直ちに，当該土採取事業を中止し，又は原状回復その他必要な措置を講じ，その旨を市長その他

の関係機関に通報するとともに土採取場内の土地の所有者等に通知しなければならない。

2 土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。

3 土地の所有者等は、法令等に違反する土採取事業が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。

(土採取事業に係る土地の所有者等の義務)

第22条の3 土採取場内の土地の所有者等は、第9条第1項第2号の規定による同意をした場合には、規則で定めるところにより、定期的に、当該土採取事業の施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の規定による確認を行った土採取場内の土地の所有者等は、当該確認の結果、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土採取事業が行われていることを知ったときは、直ちに当該土採取事業を行う者に対し、当該土採取事業の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(土採取事業に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第22条の4 市長は、第22条第2項の規定により土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命じた場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を執らないときは、当該命令に係る土採取場内の土地の所有者等であって次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(1) 前条第1項の確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可の内容と明らかに異なる土採取事業が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた土採取場内の土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該土採取事業に係る土地の復元その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(公表)

第22条の5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して、土採取事業を行った者

(2) 第21条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者

(3) 第22条の規定による命令を受けた者

2 市長は、前項第1号に掲げる者がある場合において、同項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。



(協力要請)

第23条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土採取事業を行う者、土採取場内の土地の所有者等その他の土採取事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土採取事業を行う者、土採取事業に用いる土砂等を発生させる者及び搬入する者並びに土採取場内の土地の所有者等に対し、土採取事業の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土採取場又は土採取事業を行う者の事務所、事業所その他土採取事業に関係のある場所に立ち入り、土採取事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土採取事業を行った者

(2) 第21条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 第22条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定による承認を受けなかった者

(2) 第19条第1項の規定による命令に違反した者

(3) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第3項，第13条第1項又は第15条第2項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
- (2) 第17条の規定に違反した者
- (3) 第19条第2項の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者  
(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，同条の罰金刑を科する。

別表（第12条関係）

種別	土採取場の面積	手数料の金額	
		土地の復元を伴わない土採取事業	土地の復元を伴う土採取事業
土採取事業	1,000平方メートル未満	2,000円	15,000円
許可申請手数料	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	3,000円	31,000円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	4,000円	44,000円
	5,000平方メートル以上	10,000円	80,000円
	土採取事業 変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1,000円
変更許可申請手数料	1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	1,500円	16,500円
	3,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	2,000円	29,000円
	5,000平方メートル以上	5,000円	48,000円

備考

- 1 土採取場の面積の変更に係る土採取事業変更許可申請手数料の金額は，当該変更後の土採取場の面積による。
- 2 この表の規定にかかわらず，茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定による許可を必要とする場合（当該許可を受けた後に土地の復元に係る部分の面積を5,000平方メートル未満に変更しようとする場合を除く。）における手数料の金額は，土採取事業許可申請手数料にあっては10,000円，土採取事業変更許可申請手数料にあっては5,000円とする。